

技管 ー 8 7 5
令和6年3月12日

各建設業関係団体の長 様

秋 田 県 建 設 部 長
(公 印 省 略)

秋田県週休2日制工事の今後の方針（案）について（通知）

労働基準法改正による建設業の時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から施行され、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を推進させるため、本県の週休2日制工事の今後の方針（案）を定めたので、別添のとおり通知します。

なお、「秋田県週休2日制工事实施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する各部（課）運用」の改正については、今後、貴団体からの意見等を踏まえて施行する予定です。

つきましては、貴会の会員への周知について、御協力くださるようお願いいたします。

(担当)

建設部 技術管理課
積算管理・建設DXチーム 藤原
018-860-2432